

2024年度（令和6年度）介護保険料

保険料段階	市民税課税状況	対象者区分	保険料額（年額）
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	生活保護を受けている人 老齢福祉年金を受給中で、世帯全員が市民税非課税の人	21,100 円
第2段階		本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円以下の人	37,700 円
第3段階		保険料段階が第1～2段階以外の人	53,300 円
第4段階	本人が市民税 非課税で、 世帯の誰かが 市民税課税	本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円以下の人	66,100 円
第5段階		保険料段階が第4段階以外の人	77,800 円
第6段階	本人が 市民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の人	90,200 円
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	102,700 円
第8段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	118,300 円
第9段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	132,300 円
第10段階		本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	147,800 円
第11段階		本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	163,400 円
第12段階		本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	178,900 円
第13段階		本人の前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の人	194,500 円
第14段階		本人の前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満の人	202,300 円
第15段階		本人の前年の合計所得金額が920万円以上1,020万円未満の人	210,100 円
第16段階		本人の前年の合計所得金額が1,020万円以上の人	217,800 円

※ 「公的年金等の収入金額」には、遺族年金や障がい年金などの年金を含みません。

※ 「合計所得金額」とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額であり、扶養控除等の各種所得控除や事業・株式の譲渡所得等の損失に係る繰越控除などを行う前の金額をいいます。保険料段階を決める際は、合計所得金額から土地や建物などの長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額を用います。

第1段階から第5段階までの合計所得金額に給与所得が含まれている場合、当該給与所得の金額又は所得金額調整控除前の給与所得の金額から10万円を控除します。また、控除後の金額がマイナスの場合は0円として取り扱います。